

令和5年度の教育に関する重点施策について

1 令和5年度の教育に関する重点施策

令和5年度は、令和元年度～令和5年度を計画期間とする西東京市第2次総合計画・後期基本計画及び西東京市教育計画の計画最終年度であることから、教育に関する重点施策については、令和3年度及び令和4年度に引き続き、同じ次の3点を掲げることとします。

「子どもが健やかに育つ環境を整える」
 「時代の変化に対応した学習環境等の整備」
 「学校を核とした地域づくり」

2 令和4年度の教育に関する重点施策に基づく実施事業の内容及び進捗

資料1-2のとおり

3 教育に関する重点施策の見直しについて

- (1) 次期総合計画及び教育計画の策定に合わせ、令和5年度末以降に「西東京市教育に関する大綱」「教育に関する重点施策」についても見直しを行います。
- (2) 「教育に関する重点施策」は複数年継続することを基本としますが、毎年度最後の総合教育会議において、次年度の「教育に関する重点施策」について検討を行い、必要が生じた場合に見直しを図ることとします。
- (3) 「教育に関する重点施策に基づく実施事業」については、総合教育会議において議題として扱い、事業報告、討議及び懇談を行います。
- (4) 各実施事業の詳細な進行管理や評価については、その事業が位置付けられている個別計画や教育委員会の点検・評価等で行います。

